

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
水巻町	全域	令和3年3月	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	106ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	85ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	36.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14ha
(備考)	

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

2 対象地区的課題

地域における担い手の高齢化が進んでおり、担い手の約7割が70歳以上となっている。また、担い手が不足し、3集落については中心経営体が集落内の農地の半数以上を担っており、7集落については町内全域を担っている大規模農家(中心経営体)及び小規模農家が農地を担っている状態である。70歳以上で後継者が未定もしくは不明の農地が16.8haあり、中心経営全体で概ね14haの農地の引き受けを希望しているため、地域における話し合いの機会等を活用し、担い手への農地集積を円滑に進める必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

立屋敷

集落内の農地については、小規模農家で3.7ha程度を耕作し、4.9ha程度を1中心経営体と他集落の農家で担っている状況である。

将来において後継者が未定の農家が多いことから、今後は規模拡大の意向がある1中心経営体に対して農地を集約化する。

伊左座

集落内の農地については、小規模農家で1.6ha程度を耕作し、3.9ha程度を1中心経営体と他集落の農家で担っている状況である。

将来において後継者が未定の農家が多いことから、規模拡大の意向がある1中心経営体に対して農地を集約化しつつ、一部は集落の小規模農家で対応する。

二

集落内の農地については、小規模農家で5ha程度を耕作し、1中心経営体と入り作と他集落の農家で5.3ha程度を担っている状況である。

将来において後継者が未定の農家が過半数となっており、農地利用については、1中心経営体が担っていくほか、入り作の推進及び集落の小規模農家で対応する。

下二

集落内の農地については、小規模農家で10.8ha程度を耕作し、規模拡大の意向がある2中心経営体で11.4ha程度を担っている。将来において4割の農家は後継者が決まっておらず、今後は認定農業者を中心とした営農組織を立ち上げ、農地を集約する。

吉田二

集落内の農地については、小規模農家で0.2ha程度耕作し、0.4ha程度を1中心経営体が担っている状況である。将来においては、後継者がいる集落の小規模農家及び1中心経営体で農地を担っていく。

吉田三

集落内の農地については、小規模農家と他集落の農家で1.6ha程度耕作し、1.2ha程度を1中心経営体が担っている状況である。将来において後継者が未定の農家が多いことから、今後は規模拡大の意向がある1中心経営体に対して農地を集約化しつつ、一部は集落の小規模農家で対応する。

頃末

集落内の農地については、小規模農家で2.9ha程度耕作し、他集落の農家と中心経営体で1.3ha程度を担っている状況である。

将来において後継者が未定の農家が半数となっており、今後は、入り作を希望する認定農業者の受け入れを推進することで対応する。

机

集落内の農地については、小規模農家と他集落の農家で3.8ha程度耕作し、4.5ha程度を1中心経営体が担っている状況である。

将来において後継者が未定の農家が多いことから、今後は規模拡大の意向がある1中心経営体に対して農地を集約化しつつ、一部は集落の小規模農家で対応する。

古賀

集落内の農地については、小規模農家及び入り作で1.8ha程度耕作し、5.9ha程度を1中心経営体で担っている状況である。

将来において後継者が未定の農家はおらず、農地利用については、規模拡大の意向がある1中心経営体が担っていくほか、後継者がいる集落の小規模農家及び入り作で対応する。

猪熊

集落内の農地については、小規模農家と他集落の農家で9.6ha程度を耕作し、2中心経営体で9.5ha程度を担っている。将来において過半数以上が後継者が決まっておらず、今後は、2中心経営体が農地を担いつつ、集落内で適切と思われる農業者2名を後継として育成に努め、当該者に対して農地の集約化を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付等の意向

貸付等の意向が確認された農地は、52筆、4.61haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

地域の話し合いの場などで農地の出し手・受け手の意向を把握して、農地中間管理機構を活用することで担い手への農地集積・集約を進める。

特産化作物の生産方針

現状で主体となっている水稻の作付け以外に転作補助金を活用することで、水巻のでかにんにく等の特産化作物に係る生産を奨励し、将来的には新たな特産化作物の導入についても検討する。

鳥獣被害防止対策の取組方針

山林と接している区域の農地において、イノシシ等による有害鳥獣被害が出ているため、遠賀郡獣友会と連携して被害状況の確認や捕獲体制の構築に取り組む。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻、野菜	4.8 ha	水稻、野菜	4.8 ha	猪熊
認農	B	水稻、野菜	4.7 ha	水稻、野菜	5.7 ha	猪熊
認農	C	水稻、野菜	6.7 ha	水稻、野菜	7.7 ha	下二、二、立屋敷
認農	D	水稻、野菜	6.6 ha	水稻、野菜	7.6 ha	古賀、猪熊
認農	E	水稻、野菜	6.6 ha	水稻、野菜	7.6 ha	下二、二、立屋敷
認農	F	水稻	15.3 ha	水稻	25.3 ha	立屋敷、伊左座、二、吉田二、吉田三、頃末、机
計	6人		44.7 ha		58.7 ha	